

全建事発第 012 号
令和 5 年 4 月 20 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

被災地域での建設工事等における適正な予定価格の設定について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨の被災地域においては、積算基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、今般、国土交通省直轄工事における積算方法について、令和 5 年度の運用が定められたところです。このことを踏まえ、関係する地方公共団体に対し、国土交通省直轄工事における運用を参考として、引き続き、適正な予定価格の設定に努めるよう依頼した旨、国土交通省より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

別紙 国土交通省周知依頼文

以 上

（担当）事業部 山中
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
令和5年4月19日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

被災地域での建設工事等における適正な予定価格の設定について（周知）

公共工事の予定価格の設定については、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う必要があります。

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨の被災地域においては、積算基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、今般、国土交通省直轄工事における積算方法について、令和5年度の運用（別紙1～3の別添）が定められたところです。このことを踏まえ、関係する地方公共団体に対し、国土交通省直轄工事における運用を参考として、引き続き、適正な予定価格の設定に努めるよう、別紙1～3のとおり依頼しておりますので、お知らせします。

貴職におかれましては、傘下の会員企業等に周知いただきますようお願いいたします。

総行行第164号
国不入企第5号
令和5年4月18日

関係県担当部局長 殿
(市町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い)
関係指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、入札契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

東日本大震災の被災地域での建設工事等における
適正な予定価格の設定について

東日本大震災の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」(平成26年2月3日付け事務連絡)等において、国土交通省直轄工事の積算方法を参考として、適切に実施していただくよう依頼してきたところです。

東日本大震災の被災地域においては、上記事務連絡の送付以後も、積算基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、今般、国土交通省直轄工事における積算方法について、別添のとおり、令和5年度の運用が定められましたので、これを参考として、引き続き、適正な予定価格の設定に努めていただくようお願いします。

また、被災地域においては積算基準に加え物価資料と地域の実態の間にも乖離が生ずる場合があるため、必要に応じて見積を活用した積算や施工地域の実態に即した実勢価格等の予定価格への機動的な反映を行うほか、工事費の精算に当たっても、単品スライド条項の適切な実施や、遠隔地からの建設資材調達・地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めていただくようお願いします。各県におかれては、県内の市町村(指定都市を除く。)に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国技建管第7号
国総施安第6号
令和5年3月17日

東北地方整備局 技術調整管理官 殿
北陸地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局 公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公印省略)

令和5年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における
積算方法等について

東日本大震災の復旧・復興事業等における直轄土木工事の積算方法等について、実態調査結果等を踏まえ、下記のとおり措置されたい。

記

1. 適用対象工事

東日本大震災の被災3県内（岩手県、宮城県、福島県）で実施する直轄土木工事で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 積算方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を10%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.9

(2) 間接工事費の補正

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」（令和5年2月28日付国官技第306号）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」のイ）に該当するものとし、「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ表1の補正係数を乗じるものとする。

表1 間接工事費の補正係数

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.3
現場管理費	1.1

ただし、福島県内については、当面の措置として、令和5年度は表1の補正係数の適用を猶予し、表2の補正係数を乗じるものとする。

表2 福島県内における間接工事費の補正係数

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

3. 適用にあたって

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札公告等に明記するとともに、本通知に基づき、予定価格を算出するものとする。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

5. その他

本通知は、「令和5年4月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて」（令和5年2月28日付国会公契第37号、国官技第308号、国総公第249号、国道技企39号、国北予第45号）の適用の対象とするものとする。

総行行第 1 6 3 号
国不入企第 6 号
令和 5 年 4 月 1 8 日

熊本県土木部長 殿
熊本県総務部長 殿
熊本市総務局長 殿
熊本市財政局長 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

平成 2 8 年熊本地震の被災地域での建設工事等における
適正な予定価格の設定について

平成 2 8 年熊本地震の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「平成 2 8 年熊本地震の被災地域での建設工事における予定価格の適切な設定について」（平成 2 9 年 1 月 2 3 日付け国土入企第 1 9 号）等において、国土交通省直轄工事の積算方法を参考として、適切に実施していただくよう依頼してきたところです。

平成 2 8 年熊本地震の被災地域においては、上記の通知後も、積算基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、今般、国土交通省直轄工事における積算方法について、別添のとおり、令和 5 年度の運用が定められましたので、これを参考として、引き続き、適正な予定価格の設定に努めていただくようお願いいたします。

また、「平成 2 8 年熊本地震の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成 2 8 年 8 月 3 1 日付け総行行第 1 7 3 号・国土入企第 1 7 号）等を踏まえ、必要に応じて見積を活用した積算や施工地域の実態に即した実勢価格等の予定価格への機動的な反映を行うほか、工事費の精算に当たっても、単品スライド条項の適切な実施や、遠隔地からの建設資材調達・地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めていただくようお願いいたします。

熊本県におかれては、県内の市町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国技建管第9号
国総施安第7号
令和5年3月17日

九州地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局 公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公印省略)

令和5年度 熊本地震の復興・復旧事業等における
積算方法等について

熊本地震の復興・復旧事業等における直轄土木工事の積算方法等について、実態調査結果等を踏まえ、下記のとおり措置されたい。

記

1. 適用対象工事

熊本県内で実施する直轄土木工事で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 積算方法

(1) 日当たり作業量の補正

当面の措置として、令和5年度については、対象歩掛、補正内容は以下のとおりとし、今後の実態調査結果等を踏まえ、改めて見直しを検討する。

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を20%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量=作業日当たりの標準日当たり作業量×0.8

(2) 間接工事費の補正

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について(令和5年2月28日付国官技第306号)の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」のイ)に該当するものとし、「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.1
現場管理費	1.1

3. 適用にあたって

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札公告等に明記するとともに、本通知に基づき、予定価格を算出するものとする。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

5. その他

本通知は、「令和5年4月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて」(令和5年2月28日付国会公契第37号、国官技第308号、国総公第249号、国道技企39号、国北予第45号)の適用の対象とするものとする。

総行行第 1 6 2 号
国不入企第 7 号
令和 5 年 4 月 1 8 日

広島県土木建築局長 殿
広島県総務局長 殿
広島県地域政策局長 殿
広島市財政局長 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

平成 3 0 年 7 月豪雨の被災地域での建設工事等における
適正な予定価格の設定について

平成 3 0 年 7 月豪雨の被災地域での建設工事における予定価格の設定については、「平成 3 0 年 7 月豪雨の被災地域での建設工事における予定価格の適正な設定について（周知）」（令和元年 8 月 8 日付け国土入企第 9 号）等において、国土交通省直轄工事の積算方法を参考として、適切に実施していただくよう依頼してきたところです。

平成 3 0 年 7 月豪雨の被災地域においては、上記の通知後も、積算基準において想定している状況と実態に乖離が見られることを踏まえ、今般、国土交通省直轄工事における積算方法について、別添のとおり、令和 5 年度の運用が定められましたので、これを参考として、引き続き、適正な予定価格の設定に努めていただくようお願いします。

また、「平成 3 0 年 7 月豪雨の被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について」（平成 3 0 年 7 月 1 3 日付け総行行第 1 5 7 号・国土入企第 1 8 号）等を踏まえ、必要に応じて見積を活用した積算や施工地域の実態に即した実勢価格等の予定価格への機動的な反映を行うほか、工事費の精算に当たっても、単品スライド条項の適切な実施や、遠隔地からの建設資材調達・地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めていただくようお願いします。

広島県におかれては、県内の市町村（指定都市を除く。）に対しても周知をお

願いたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国技建管第11号
国総施安第8号
令和5年3月17日

中国地方整備局 技術調整管理官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
総合政策局 公共事業企画調整課
施工安全企画室長
(公印省略)

令和5年度 平成30年7月豪雨の復興・復旧事業等における
積算方法等について

平成30年7月豪雨の復興・復旧事業等における直轄土木工事の積算方法等について、実態調査結果等を踏まえ、下記のとおり措置されたい。

記

1. 適用対象工事

広島県内で実施する直轄土木工事で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に入札書提出期限日を設定する工事。

2. 積算方法

(1) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】 土工に関する歩掛

【補正内容】 作業日当たりの標準日当たり作業量を10%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量=作業日当たりの標準日当たり作業量×0.9

(2) 間接工事費の補正

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について(令和5年2月28日付国官技第306号)の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る「その他」のイ)に該当するものとし、「土木工事標準積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管

理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1. 1
現場管理費	1. 1

3. 適用にあたって

本通知の適用対象工事においては、当該補正を行って積算を行うことを入札公告等に明記するとともに、本通知に基づき、予定価格を算出するものとする。

4. 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

5. その他

本通知は、「令和5年4月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて」（令和5年2月28日付国会公契第37号、国官技第308号、国総公第249号、国道技企39号、国北予第45号）の適用の対象とするものとする。